

令和5年3月28日

各サークル代表者様

学生支援部長

サークル活動等の注意事項について（改訂第15版）【5月7日まで適用】

サークル活動等にあたっては、学生の新型コロナウイルス感染防止を図るため、次の事項を遵守してください。

また、サークル代表者は注意事項を部員全員と共有するとともに、各人が意識して以下のとおり基本的な感染対策に取り組んで、活動をしてください。今後、再度内容の見直しを行った場合には、メール・学内掲示等でお知らせします。

- ① 活動時間に特段の制限は設けないが、学内施設を利用する場合は、利用時間を超えないように留意すること。
- ② 公式大会等への出場に関わらず、県外への移動または宿泊を伴う活動を行う場合は、従来どおり実施計画書を大学に提出し許可を得ること。
- ③ サークル等主催のイベントを開催（オンラインを除く）する場合は、来場者の健康にも十分配慮し感染防止対策を行うとともに、事前に大学に申請し許可を得ること。
- ④ 部員に新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者が生じた場合は、直ちに大学へ報告すること。
- ⑤ クラブハウスや更衣室の使用については、密にならないよう心掛けること。
- ⑥ 活動開始前、休憩時、終了後など、適宜手指洗淨や消毒、うがいを心掛けること。
- ⑦ クラブハウスや体育館、武道場等の屋内の施設を利用する場合は、適宜換気を心掛けること。